



決議Resolution 68/NQ-CPおよび コロナ禍の影響を直接受けた企業 および労働者に対する支援策に関 するガイダンス文書

2021年7月



多くの企業による事業活動の停滞や活動停止、倒産をも引き起こすほどコロナ禍の状況がますます複雑化している中で、労働者の生活が不安定な状態に陥っており重大な影響を被っています。この状況に即応するため、また、社会保障を守るために、コロナ禍の影響による困難に直面している企業および労働者への各種支援策適用手続きに関して、2021年7月1日付け決議Resolution 68/NQ-CP、2021年7月7日付け決定Decision 23/2021/QD-TTg、および、ガイダンスOfficial Letter 1988/BHXH-TSTが発行されました。弊社Grant Thornton Vietnamでは、これら支援策について注意すべき事項をご案内申し上げたく存じます。概要は以下の通りです。



企業に対する支援策



対象	支援内容	支援内容詳細	期間	注記
1. 労災・職業病基金への社会保険料納付額減額				
雇用者側	納付額減額	労災・職業病基金への納付額を0.5%から0%へ減額	2021年7月1日から2022年6月30日まで	労災・職業病基金への保険料納付額減額により得た金額は全額を労働者のCOVID-19対策への支援に使用すること。
2. 年金・遺族年金基金への社会保険料納付一時停止				
雇用者側および労働者側 (雇用者側が労働者を15%以上削減せざるをえなかった場合)	納付一時停止	年金・遺族年金基金への納付一時停止	支援申請書類の提出日から6カ月間	一時停止期間の後は、労働者側および雇用者側とも年金・遺族年金基金への納付を再開して、一時停止期間中の納付額も納付する(社会保険法第122条第3項の納付遅延による延滞金利は科されません)

企業に対する支援策



対象	支援内容	支援内容詳細	期間	注記
3. 一時帰休期間・事業活動回復期間の給与支払いのための融資政策				
雇用者側： COVID-19対策のために 事業活動を一時停止せざるをえなかった、または、 労働者を15日以上連続で 一時帰休させざるをえなかった (一時帰休の場合は、社会保険へ加入する労働者がいる、不良債権がない、一時帰休させたなど、回復期間の場合は、事業を一時停止をせざるをえなかった、事業活動の回復計画がある、不良債権がないなどの一定の条件があります)	融資	12カ月未満の融資	2021年5月1日から2022年3月31日までの期間	本決定に基づく社会政策銀行による雇用者への融資は、7兆5000億VNDを上限とするベトナム中央銀行からの無担保・無利子融資を資金源としています。ベトナム中央銀行による融資期限は2022年3月31日または当該融資額を全額融資した時点のどちらか早い方になります。

労働者に対する支援策

対象	支援内容	支援内容詳細	期間	注記
1. 労働契約一時停止・無給帰休を受けた労働者への支援策				
COVID-19対策のために事業活動を一時停止せざるをえなかった企業で働く労働者が、一定条件を満たす場合： 連続15日以上労働契約一時停止または無給帰休 労働契約一時停止または無給帰休の直前月に強制社会保険に加入していた	給付金の支給	労働契約一時停止または無給帰休の期間による1回の給付金	2021年5月1日から2021年12月31日まで	連続15日以上1か月（30日）未満の労働契約一時停止：一人当たり1,855,000 VND 1か月（30日）以上の労働契約一時停止：一人当たり3,710,000 VND 追加給付額： 妊娠中の女性労働者には一人当たり1,000,000 VND、または、 6歳未満の子供を養育する労働者には子供一人当たり1,000,000 VND

労働者に対する支援策

対象	支援内容	支援内容詳細	期間	注記
2. 休職した労働者への支援策				
下記に該当する社会保険に加入している労働者： - 失職し、かつ、 - 14日以上隔離対象または封鎖地域内である	給付金の支給	1回の給付金一人当たり 1,000,000 VND	2021年5月1日から2021年12月31日まで	追加給付額： 妊娠中の女性労働者には一人当たり1,000,000 VND、または、 6歳未満の子供を養育する労働者には子供一人当たり1,000,000 VND
3. 労働契約を解消したが失業保険の給付条件を満たさない労働者				
下記に該当する労働者： - 強制社会保険に加入している - COVID-19対策のために事業活動を停止せざるをえなかった企業により労働契約を解消された - 失業保険の給付条件を満たさない	給付金の支給	1回の給付金一人当たり 3,710,000 VND	2021年5月1日から2021年12月31日まで	追加給付額： 妊娠中の女性労働者には一人当たり1,000,000 VND、または、 6歳未満の子供を養育する労働者には子供一人当たり1,000,000 VND

QRコードをスキャンして税務のニュースレターを受け取り、最新の税務情報を更新いただければと存じます。

SCAN ME



Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



grantthornton.com.vn

© 2021 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.